

千葉市告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年3月7日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
メンタルクリニックとみた	千葉市花見川区幕張本郷2-9-1 ファーストコーポ幕張本郷2F	令和5年2月1日
医療法人社団明康会 かない内科	千葉市緑区おゆみ野3-22-6	令和5年1月5日
医療法人社団慶禄会 吉原クリニック	千葉市緑区あすみが丘東4-1-1	令和5年2月1日
(訪問看護)		
SKYHEART 看護小規模多機能 鶯の森	千葉市中央区鶯の森町18-3	令和4年12月1日